

令和5年12月5日

第6回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第72号

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。))にあつては<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の70」と、</u>「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、<u>「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</u> (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120_____ (管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。))にあつては _____100分の100_____)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、 _____「100分の100」とあるのは「100分の57.5」 _____とする。 (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 47.5 (特定管理職員にあっては、100 分の 57.5) 、12 月に支給する場合には 100 分の 50 (特定管理職員にあっては、100 分の 60) を乗じて得た額の総額

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>162, 100</u>	<u>208, 000</u>	<u>240, 900</u>	<u>271, 600</u>	<u>295, 400</u>	<u>323, 100</u>
	2	<u>163, 200</u>	<u>209, 700</u>	<u>242, 400</u>	<u>273, 200</u>	<u>297, 500</u>	<u>325, 300</u>

(2) 前項の職員のうち定年再任用短時間勤務職員 当該定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 100 分の 47.5（特定管理職員にあつては、100 分の 57.5）
 を乗じて得た額の総額

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>150, 100</u>	<u>198, 500</u>	<u>234, 400</u>	<u>266, 000</u>	<u>290, 700</u>	<u>319, 200</u>
	2	<u>151, 200</u>	<u>200, 300</u>	<u>236, 000</u>	<u>267, 700</u>	<u>292, 900</u>	<u>321, 400</u>

	3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>		3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	269,200	295,000	323,700
	4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>		4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	271,000	297,000	325,900
	5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>		5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	272,700	298,800	328,100
	6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>		6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	274,500	300,800	330,100
	7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>		7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	276,300	302,600	332,300
	8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>		8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	278,300	304,200	334,500
	9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>		9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	280,200	306,100	336,400
	10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>		10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	282,200	308,400	338,600
	11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>		11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	284,100	310,600	340,600
	12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>		12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	286,000	312,900	342,800
	13	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>		13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	287,900	315,000	344,600
	14	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>		14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	289,700	317,100	346,600
	15	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>		15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	291,200	319,300	348,600
	16	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>		16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	292,600	321,400	350,600
	17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>		17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	294,400	323,300	352,300
	18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>		18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	296,400	325,300	354,300
	19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>		19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	298,500	327,300	356,100
	20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>		20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	300,500	329,300	358,000

		21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>			21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>
		22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>			22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>
		23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>			23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>
		24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>			24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>
		25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>			25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>
		26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>			26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>
		27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>			27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>
		28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>			28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>
		29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>			29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>
		30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>			30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>
		31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>			31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>
		32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>			32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>
		33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>			33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>
		34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>			34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>
		35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>			35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>
		36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>			36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>
		37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>			37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>

	38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>		38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>
	39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>		39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>
	40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>		40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>
	41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>		41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>
	42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>		42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>
	43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>		43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>
	44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>		44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>
	45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>		45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>
	46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>		46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>
	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>		47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>
	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>		48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>
	49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>		49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>
	50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>		50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>
	51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>		51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>
	52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>		52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>
	53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>		53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>
	54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>		54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>
	55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>		55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>

	56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>		56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>
	57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>		57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>
	58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>		58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>
	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>		59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>
	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>		60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>
	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>		61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>
	62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>		62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>
	63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>		63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>
	64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>		64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>
	65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>		65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>
	66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>		66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>
	67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>		67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>
	68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>		68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>
	69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>		69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>
	70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>		70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>
	71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>		71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>
	72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>		72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>

	73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>			73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>
	74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>			74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>
	75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>			75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>
	76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>			76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>
	77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>			77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>
	78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>			78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>
	79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>			79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>
	80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>			80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
	81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>			81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>
	82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>			82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>
	83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>			83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>
	84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>			84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>
	85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>			85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>
	86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>				86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>	
	87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>				87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>	
	88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>				88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>	
	89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>				89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>	
	90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>				90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>	

	91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>			91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>		
	92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>			92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>		
	93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>			93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>		
	94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>					94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>				
	95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>					95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>				
	96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>					96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>				
	97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>					97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>				
	98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>				
	99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>					99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>				
	100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>					100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>				
	101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>					101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
	102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>					102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>				
	103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>					103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>				
	104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>					104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>				
	105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>					105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>				
	106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>					106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>				
	107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>					107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>				
	108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>					108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>				

		109	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>						109	<u>299,500</u>	<u>348,500</u>			
		110	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>						110	<u>299,900</u>	<u>348,900</u>			
		111	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>						111	<u>300,300</u>	<u>349,200</u>			
		112	<u>301,600</u>	<u>350,500</u>						112	<u>300,600</u>	<u>349,500</u>			
		113	<u>301,800</u>	<u>351,000</u>						113	<u>300,800</u>	<u>350,000</u>			
		114	<u>302,000</u>							114	<u>301,000</u>				
		115	<u>302,300</u>							115	<u>301,300</u>				
		116	<u>302,700</u>							116	<u>301,700</u>				
		117	<u>302,900</u>							117	<u>301,900</u>				
		118	<u>303,100</u>							118	<u>302,100</u>				
		119	<u>303,400</u>							119	<u>302,400</u>				
		120	<u>303,700</u>							120	<u>302,700</u>				
		121	<u>304,100</u>							121	<u>303,100</u>				
		122	<u>304,300</u>							122	<u>303,300</u>				
		123	<u>304,600</u>							123	<u>303,600</u>				
		124	<u>304,900</u>							124	<u>303,900</u>				
		125	<u>305,200</u>							125	<u>304,200</u>				

再任用職員		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>
-------	--	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-------	--	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u> （管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の102.5</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」 とする。 (勤勉手当) 第20条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべ	(期末手当) 第19条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。）にあつては<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 (勤勉手当) 第20条（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべ

き扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100 分の 122.5</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 48.75</u> (特定管理職員にあつては、<u>100 分の 58.75</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	き扶養手当の月額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 100 (特定管理職員にあつては、100 分の 120) 、12 月に支給する場合には 100 分の 105</u> (特定管理職員にあつては、<u>100 分の 125</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 47.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 57.5) 、12 月に支給する場合には 100 分の 50 (特定管理職員にあつては、100 分の 60)</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の日南町職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第73号

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日南町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)			
職務の級	1級	2級	3級	職務の級	1級	2級	3級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	号級	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円		円	円	円
1	<u>162,100</u>	<u>240,900</u>	<u>271,600</u>	1	<u>150,100</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>
2	<u>163,200</u>	<u>242,400</u>	<u>273,200</u>	2	<u>151,200</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>
3	<u>164,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	3	<u>152,400</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>
4	<u>165,500</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	4	<u>153,500</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>
5	<u>166,600</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	5	<u>154,600</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>
6	<u>167,700</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	6	<u>155,700</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>
7	<u>168,800</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	7	<u>156,800</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>
8	<u>169,900</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	8	<u>157,900</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>
9	<u>170,900</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	9	<u>158,900</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>
10	<u>172,300</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	10	<u>160,300</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>
11	<u>173,600</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	11	<u>161,600</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>
12	<u>174,900</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	12	<u>162,900</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>
13	<u>176,100</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	13	<u>164,100</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>
14	<u>177,600</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	14	<u>165,600</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>
15	<u>179,100</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	15	<u>167,100</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>
16	<u>180,700</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	16	<u>168,700</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>
17	<u>181,800</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	17	<u>169,800</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>
18	<u>183,200</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	18	<u>171,200</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>
19	<u>184,600</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	19	<u>172,600</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>
20	<u>186,000</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	20	<u>174,000</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>
21	<u>187,300</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	21	<u>175,300</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>
22	<u>189,600</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	22	<u>177,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>
23	<u>191,800</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	23	<u>180,300</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>
24	<u>194,000</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	24	<u>182,800</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>

25	<u>196,200</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>
26	<u>197,900</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>
27	<u>199,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>
28	<u>200,900</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>
29	<u>202,400</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>
30	<u>203,800</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>
31	<u>205,200</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>
32	<u>206,600</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>
33	<u>208,000</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>
34	<u>209,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>
35	<u>210,600</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>
36	<u>211,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>
37	<u>213,200</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>
38	<u>214,400</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>
39	<u>215,600</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>
40	<u>216,700</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>
41	<u>217,800</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>
42	<u>218,900</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>
43	<u>219,900</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>
44	<u>220,900</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>
45	<u>221,800</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>
46	<u>222,700</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>
47	<u>223,600</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>
48	<u>224,500</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>
49	<u>225,400</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>
50	<u>226,300</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>
51	<u>227,200</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>
52	<u>228,100</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>
53	<u>228,900</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>
54	<u>229,800</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>
55	<u>230,700</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>
56	<u>231,500</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>

25	<u>185,200</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>
26	<u>186,900</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>
27	<u>188,500</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>
28	<u>190,200</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>
29	<u>191,700</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>
30	<u>193,400</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>
31	<u>195,200</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>
32	<u>196,900</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>
33	<u>198,500</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>
34	<u>199,900</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>
35	<u>201,400</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>
36	<u>202,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>
37	<u>204,200</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>
38	<u>205,500</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>
39	<u>206,700</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>
40	<u>208,000</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>
41	<u>209,300</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>
42	<u>210,600</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>
43	<u>211,900</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>
44	<u>213,200</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>
45	<u>214,300</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>
46	<u>215,600</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>
47	<u>216,900</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>
48	<u>218,200</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>
49	<u>219,200</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>
50	<u>220,300</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>
51	<u>221,300</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>
52	<u>222,300</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>
53	<u>223,300</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>
54	<u>224,200</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>
55	<u>225,100</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>
56	<u>226,000</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>

57	<u>231,800</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>
58	<u>232,600</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>
59	<u>233,300</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>
60	<u>233,900</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>
61	<u>234,500</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>
62	<u>235,200</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>
63	<u>235,800</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>
64	<u>236,300</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>
65	<u>236,800</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>
66	<u>237,300</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>
67	<u>237,800</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>
68	<u>238,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>
69	<u>238,900</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>
70	<u>239,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>
71	<u>239,900</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>
72	<u>240,400</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>
73	<u>240,900</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>
74	<u>241,400</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>
75	<u>241,800</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>
76	<u>242,300</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>
77	<u>242,800</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>
78	<u>243,300</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>
79	<u>243,800</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>
80	<u>244,300</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>
81	<u>244,700</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>
82	<u>245,200</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>
83	<u>245,600</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>
84	<u>246,000</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>
85	<u>246,400</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>
86	<u>246,800</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>
87	<u>247,200</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>
88	<u>247,600</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>

57	<u>226,300</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>
58	<u>227,100</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>
59	<u>227,800</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>
60	<u>228,500</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>
61	<u>229,200</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>
62	<u>230,000</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>
63	<u>230,700</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>
64	<u>231,300</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>
65	<u>231,900</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>
66	<u>232,500</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>
67	<u>233,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>
68	<u>233,800</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>
69	<u>234,500</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>
70	<u>235,100</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>
71	<u>235,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>
72	<u>236,300</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>
73	<u>237,000</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>
74	<u>237,600</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>
75	<u>238,200</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>
76	<u>238,700</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>
77	<u>239,300</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>
78	<u>240,000</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>
79	<u>240,700</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>
80	<u>241,200</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>
81	<u>241,700</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>
82	<u>242,300</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>
83	<u>242,900</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>
84	<u>243,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>
85	<u>243,900</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>
86	<u>244,500</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>
87	<u>245,100</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>
88	<u>245,600</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>

89	<u>248,000</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>
90	<u>248,500</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>
91	<u>248,800</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>
92	<u>249,100</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>
93	<u>249,400</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>
94		<u>343,600</u>	
95		<u>344,100</u>	
96		<u>344,500</u>	
97		<u>344,700</u>	
98		<u>345,100</u>	
99		<u>345,500</u>	
100		<u>345,800</u>	
101		<u>346,100</u>	
102		<u>346,500</u>	
103		<u>346,900</u>	
104		<u>347,300</u>	
105		<u>347,800</u>	
106		<u>348,200</u>	
107		<u>348,600</u>	
108		<u>349,000</u>	
109		<u>349,500</u>	
110		<u>349,900</u>	
111		<u>350,200</u>	
112		<u>350,500</u>	
113		<u>351,000</u>	

89	<u>246,100</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>
90	<u>246,600</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>
91	<u>246,900</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>
92	<u>247,300</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>
93	<u>247,600</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>
94		<u>342,600</u>	
95		<u>343,100</u>	
96		<u>343,500</u>	
97		<u>343,700</u>	
98		<u>344,100</u>	
99		<u>344,500</u>	
100		<u>344,800</u>	
101		<u>345,100</u>	
102		<u>345,500</u>	
103		<u>345,900</u>	
104		<u>346,300</u>	
105		<u>346,800</u>	
106		<u>347,200</u>	
107		<u>347,600</u>	
108		<u>348,000</u>	
109		<u>348,500</u>	
110		<u>348,900</u>	
111		<u>349,200</u>	
112		<u>349,500</u>	
113		<u>350,000</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第74号

日南町犯罪被害者等支援条例の制定について

次のとおり、日南町犯罪被害者等支援条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町犯罪被害者等支援条例

日南町犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県及び他の市町村並びに犯罪被害者等を支援することを目的とする民間の団体と相互に連携を図るものとする。

(町民及び事業者の責務)

第5条 町民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 町は、犯罪被害者等に対して、その慰藉を図るため、別に定めるところにより見舞金を支給するものとする。

(日常生活の支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が早期に平穏な生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第9条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅（日南町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年日南町条例第23号）第2条第1号に規定する町営住宅をいう。）の合理的な管理に支障のない範囲内での一時的な提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報啓発)

第10条 町は、犯罪被害者等の支援及び二次的被害の防止について、町民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第11条 町は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

○日南町犯罪被害者等見舞金支給規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日南町犯罪被害者等支援条例（令和 5 年日南町条例第●号。以下「条例」という。）第 7 条の規定による見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 7 条に規定する見舞金は、犯罪被害者等見舞金と称する。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為をいう。ただし、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 重傷病 負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であつて、その治療に要する期間が 1 月以上であると医師により診断されたものをいう。
- (4) 犯罪被害者等見舞金 遺族見舞金及び傷害見舞金をいう。
- (5) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の当該犯罪被害に対し、その遺族に一時金として支給する見舞金をいう。
- (6) 傷害見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者の当該犯罪被害に対し、当該者に一時金として支給する見舞金をいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第 3 条 町は、犯罪行為が行われた時において本町に住所を有する者に限り、当該犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の遺族又は当該犯罪行為により重傷病を負った者（以下「重傷病者」という。）に対して、犯罪被害者等見舞金を支給する。ただし、当該犯罪行為により他市町村で犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者を除く。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第 4 条 犯罪被害者等見舞金は、犯罪被害者（死亡被害者又は重傷病者をいう。以下同じ。）一人当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30 万円
- (2) 傷害見舞金 10 万円

(遺族の範囲)

第 5 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
（遺族の順位）

第6条 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同条第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母をその次にし、父母の実父母をその次にする。

- 2 前項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、日南町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届（様式第2号）の提出をもって、その者に当該見舞金を支給するものとする。

（支給の制限）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位の遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がある場合
 - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）
 - イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）
 - ウ 3親等内の親族
- (2) 犯罪行為について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があつた場合
 - ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
 - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ウ 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合
 - ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。ただし、その組織に属していたことが、当該犯罪行為を受けたことに関連がないと認められるときを除く。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(遺族見舞金の額の調整)

第8条 傷害見舞金の支給を受けた者が、当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、第4条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

(支給の申請)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 遺族見舞金の支給を申請する場合

ア 日南町遺族見舞金支給申請書（様式第1号）

イ 死亡被害者の死亡診断書その他の死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

ウ 死亡被害者の消滅された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又はいずれかの写し

エ 申請者の住民票の写し若しくは戸籍の附票又はいずれかの写し

オ 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し

カ 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し

キ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類又はその写し

ク 第1順位遺族が2人以上あるときは、日南町犯罪被害者見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届（様式第2号）

ケ 申請者が第5条第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類又はその写し

コ その他町長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金の支給を申請する場合

ア 日南町傷害見舞金支給申請書（様式第3号）

イ 申請者が受けた重傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し

ウ 申請者の住民票の写し若しくは戸籍の附票又はいずれかの写し

エ その他町長が必要と認める書類

(支給の申請の期限)

第 10 条 申請者が、当該犯罪行為による犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪行為による犯罪被害が発生した日から 7 年を経過した場合は、犯罪被害者等見舞金の支給の申請をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪被害の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から 6 月以内に限り、支給申請をすることができる。

(支給の決定等)

第 11 条 町長は、第 9 条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定し、日南町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第 4 号）又は日南町犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（様式第 5 号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第 12 条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者は、日南町犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第 13 条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還させるものとする。

2 町長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定を取り消したときは、日南町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第 7 号）により、その旨を通知する。

(報告等)

第 14 条 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、国、県その他の関係機関に照会して、犯罪被害者等見舞金の支給に関する情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

県内市町村の犯罪被害者支援条例制定状況について

議案第74号 資料 2

- ・ 未制定なのは、5市町村(米子市、日吉津村、大山町、伯耆町及び日南町)
- ・ 給付額は、条例制定市町すべて同額（死亡者遺族に30万円、重傷患者10万円）

市町村名	制定年月日	給付金額等	
		死亡	傷害
鳥取市	R4.12.28	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
米子市	未制定		
倉吉市	R5.3.22	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
境港市	規則のみ	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
岩美町	R3.4.1	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
八頭町	R3.4.1	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
若桜町	R3.4.1	30万円	全治1か月以上 10万円
智頭町	R3.3.22	30万円	全治1か月以上 10万円
湯梨浜町	R3.4.1	30万円	全治1か月以上 10万円
三朝町	R4.3.31	30万円	全治1か月以上 10万円
北栄町	R3.4.1	30万円	全治1か月以上 10万円
琴浦町	R5.3.24	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
日吉津村	未制定		
大山町	未制定		
南部町	R4.3.31	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
伯耆町	未制定		
日野町	R5.4.1	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
江府町	R5.3.24	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円

議案第75号

令和5年度日南町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度日南町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,252,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		480,680	38,066	518,746
	1 国庫負担金	225,211	△929	224,282
	2 国庫補助金	254,705	38,995	293,700
15 県支出金		873,797	21	873,818
	1 県負担金	105,527	△1,523	104,004
	2 県補助金	662,588	3,729	666,317
	3 委託金	105,682	△2,185	103,497
18 繰入金		501,018	△155,338	345,680
	2 基金繰入金	501,018	△155,338	345,680
19 繰越金		30,000	238,537	268,537
	1 繰越金	30,000	238,537	268,537
20 諸収入		260,054	136	260,190
	7 雑入	51,577	136	51,713
21 町債		772,900	17,100	790,000
	1 町債	772,900	17,100	790,000
歳 入 合 計		7,114,056	138,522	7,252,578

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		70,290	188	70,478
	1 議会費	70,290	188	70,478
2 総務費		1,046,015	12,027	1,058,042
	1 総務管理費	964,544	14,688	979,232
	2 徴税費	40,518	△2,570	37,948
	3 戸籍住民基本台帳費	23,442	9,474	32,916
	4 選挙費	16,035	△9,565	6,470
3 民生費		1,156,845	77,999	1,234,844
	1 社会福祉費	768,606	63,947	832,553
	2 児童福祉費	287,481	△120	287,361
	3 生活保護費	100,758	14,172	114,930
4 衛生費		1,133,185	8,011	1,141,196
	1 保健衛生費	341,119	7,575	348,694
	2 清掃費	297,551	436	297,987
6 農林水産業費		1,513,541	1,986	1,515,527
	1 農業費	1,015,078	1,362	1,016,440
	2 林業費	498,463	624	499,087
7 商工費		167,120	441	167,561
	1 商工費	167,120	441	167,561
8 土木費		547,564	22,025	569,589
	1 土木管理費	31,800	5,860	37,660
	2 道路橋梁費	490,568	16,165	506,733
9 消防費		178,958	100	179,058
	1 消防費	178,958	100	179,058

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		485,627	9,345	494,972
	1 教育総務費	162,457	10,517	172,974
	2 小学校費	35,802	390	36,192
	3 中学校費	33,204	279	33,483
	5 社会教育費	182,465	△1,841	180,624
11 災害復旧費		34,300	6,400	40,700
	1 農林水産施設災害復旧費	22,800	6,400	29,200
歳	出	合	計	
		7,114,056	138,522	7,252,578

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業	434,900	証書借入又は証券発行	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	450,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
災害復旧事業	22,200	同上	同上	同上	23,800	同上	同上	同上

令和5年度日南町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

（歳 入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	480,680	38,066	518,746
15 県支出金	873,797	21	873,818
18 繰入金	501,018	△155,338	345,680
19 繰越金	30,000	238,537	268,537
20 諸収入	260,054	136	260,190
21 町債	772,900	17,100	790,000
歳 入 合 計	7,114,056	138,522	7,252,578

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	70,290	188	70,478				188
2 総務費	1,046,015	12,027	1,058,042	5,812	△2,500		8,715
3 民生費	1,156,845	77,999	1,234,844	48,775			29,224
4 衛生費	1,133,185	8,011	1,141,196				8,011
6 農林水産業費	1,513,541	1,986	1,515,527			103	1,883
7 商工費	167,120	441	167,561				441
8 土木費	547,564	22,025	569,589	△20,079	17,000		25,104
9 消防費	178,958	100	179,058				100
10 教育費	485,627	9,345	494,972		1,000	3,000	5,345
11 災害復旧費	34,300	6,400	40,700	3,579	1,600		1,221
歳 出 合 計	7,114,056	138,522	7,252,578	38,087	17,100	3,103	80,232

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 民生費国庫負担金	215,621	△929	214,692	1 社会福祉費負担金	△629	保険基盤安定負担金 △627 未就学児均等割保険料負担金 △2
				2 児童福祉費負担金	△300	児童扶養手当給付費負担金 △300
計	225,211	△929	224,282			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 総務費国庫補助金	28,734	7,997	36,731	1 総務管理費補助金	7,997	個人番号制度システム補助金 7,997
3 民生費国庫補助金	37,541	51,077	88,618	1 社会福祉費補助金	50,477	子育て世帯臨時特別給付金給付事業 費補助金 50,477
				2 児童福祉費補助金	600	出産・子育て応援交付金 600
8 土木費国庫補助金	102,542	△20,079	82,463	2 道路橋梁費補助金	△20,079	道路改良事業費補助金 △20,079
計	254,705	38,995	293,700			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

3 民生費県負担金	105,454	△1,523	103,931	1 社会福祉費負担金	△1,523	保険基盤安定負担金 △1,522 未就学児均等割保険料負担金 △1
計	105,527	△1,523	104,004			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費県補助金	36,484	150	36,634	2 児童福祉費補助金	150	鳥取県出産・子育て応援交付金 150
11 災害復旧費県補助金	8,240	3,579	11,819	1 農林水産施設災害復旧費補助金	3,579	林道災害復旧事業費補助金 3,579
計	662,588	3,729	666,317			

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

2 総務費委託金	12,179	△2,185	9,994	4 選挙費委託金	△2,185	県知事及び県議会議員選挙執行委託金 △2,185
計	105,682	△2,185	103,497			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	418,841	△158,338	260,503	1 財政調整基金繰入金	△158,338	財政調整基金繰入金 △158,338
8 国際交流基金繰入金	1,000	3,000	4,000	1 国際交流基金繰入金	3,000	国際交流基金繰入金 3,000
計	501,018	△155,338	345,680			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	30,000	238,537	268,537	1 繰越金	238,537	前年度繰越金 238,537
計	30,000	238,537	268,537			

(款) 20 諸収入

(項) 7 雑入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 雑入	51, 577	136	51, 713	90 雑入	136	雑入[特定財源] 136
計	51, 577	136	51, 713			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

11 災害復旧債	17, 800	1, 600	19, 400	3 林業災害復旧債	1, 600	補助災害復旧事業債 (現年) 1, 600
12 過疎債	587, 900	15, 500	603, 400	1 過疎債	15, 500	過疎対策事業債 15, 500
計	772, 900	17, 100	790, 000			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費	70,290	188	70,478				188	2 給料	120	議会活動 188
								3 職員手当等	50	
								4 共済費	18	
計	70,290	188	70,478				188			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	312,729	10,016	322,745				10,016	2 給料	3,227	一般管理事務 10,016
								3 職員手当等	3,225	
								4 共済費	2,544	
								18 負担金補助及び交付金	1,020	
5 財産管理費	88,631	376	89,007				376	2 給料	13	町有財産整備管理事務 300 庁舎管理事務 76
								3 職員手当等	50	
								4 共済費	13	
								11 役務費	300	
7 企画費	96,920	174	97,094				174	2 給料	132	企画一般管理事務 174
								3 職員手当等	36	
								4 共済費	6	
8 電子計算費	113,554	△161	113,393				△161	2 給料	287	電算管理運営事務 △161
								3 職員手当等	△78	
								4 共済費	△370	
10 諸費	334,315	4,283	338,598		△2,500		6,783	1 報酬	466	青年結婚・U I ターン促進事業 823

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								2 給料	541	タウンズネット管理運営事務	2,000
								3 職員手当等	△72	地域振興センター管理事務	1,460
								4 共済費	532		
								10 需用費	3,700		
								14 工事請負費	△884		
計	964,544	14,688	979,232		△2,500		17,188				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	40,518	△2,570	37,948				△2,570	2 給料	△1,500	税務総務一般管理事務 △2,570
								3 職員手当等	△670	
								4 共済費	△400	
計	40,518	△2,570	37,948				△2,570			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	23,442	9,474	32,916	7,997			1,477	1 報酬	△892	戸籍住民基本台帳一般事務 9,474
								2 給料	1,170	
								12 委託料	9,196	
計	23,442	9,474	32,916	7,997			1,477			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6 町議会議員 選挙費	10,041	△7,380	2,661				△7,380	1 報酬	△641	町議会議員選挙執行事務 △7,380
								3 職員手当等	△3,260	
								7 報償費	△83	
								10 需用費	△484	
								11 役務費	△790	
								12 委託料	△333	
								13 使用料及び賃 借料	△48	
								18 負担金補助及 び交付金	△1,741	
10 県知事及び 県議会議員 選挙費	5,832	△2,185	3,647	△2,185				1 報酬	△269	県知事及び県議会議員選挙費 △2,185
								3 職員手当等	△1,181	
								7 報償費	△110	
								8 旅費	△27	
								10 需用費	△108	
								11 役務費	△50	
								12 委託料	△380	
								13 使用料及び賃 借料	△60	
計	16,035	△9,565	6,470	△2,185			△7,380			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉総務費	388, 582	62, 656	451, 238	48, 325			14, 331	2 給料	△2, 800	国民健康保険事業	△2, 795
								3 職員手当等	△450	民生一般管理事務（福祉保健課）	48, 067
								4 共済費	△600	障害者自立支援制度運営事業	17, 387
								11 役務費	77	地域生活支援事業	309
								19 扶助費	50, 400	人権施策推進事業	△250
								22 償還金利子及び割引料	18, 824	支え愛ネットワーク構築事業	△100
								27 繰出金	△2, 795	生活困窮者自立支援事業	38
2 同和対策費	6, 507	188	6, 695				188	2 給料	144	人権センター管理運営事業	188
								3 職員手当等	38		
								4 共済費	6		
3 老人福祉費	338, 214	1, 188	339, 402				1, 188	22 償還金利子及び割引料	236	高齢者いきがい促進事業	236
								27 繰出金	952	介護保険事業	952
6 国民年金事務費	7, 372	△85	7, 287				△85	2 給料	12	国民年金取扱事務	△85
								3 職員手当等	△100		
								4 共済費	3		
計	768, 606	63, 947	832, 553	48, 325			15, 622				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額	
1 児童福祉総務費	87,660	312	87,972	450			△138	22 償還金利子及び割引料	312	母子父子福祉事務 194 地域子育て支援事業 118
5 認定こども園費	199,821	△432	199,389				△432	2 給料	△200	認定こども園管理運営事務 △432
								3 職員手当等	△400	
								4 共済費	168	
計	287,481	△120	287,361	450			△570			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	28,244	14,172	42,416				14,172	2 給料	116	生活保護総務費 14,172
								3 職員手当等	106	
								4 共済費	96	
								22 償還金利子及び割引料	13,854	
計	100,758	14,172	114,930				14,172			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	55,038	△3,379	51,659				△3,379	2 給料	△1,804	健康福祉センター管理運営事務 △3,600
								3 職員手当等	△675	保健衛生一般事務費 221
								4 共済費	△900	
2 予防費	45,518	10,654	56,172				10,654	22 償還金利子及び割引料	10,654	予防衛生一般事業 10,654
3 健康対策費	25,762	0	25,762					12 委託料	△10	母子健診相談指導事業

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								13 使用料及び賃借料	10	
4 環境衛生費	214, 801	300	215, 101				300	10 需用費	300	新エネルギー推進事業 300
計	341, 119	7, 575	348, 694				7, 575			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 塵芥処理費	252,644	436	253,080				436	2 給料	161	塵芥処理事業 436
								3 職員手当等	47	
								4 共済費	228	
								10 需用費	484	
								15 原材料費	△484	
計	297,551	436	297,987				436			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	11,937	83	12,020				83	1 報酬	82	機構集積支援事業 83
								3 職員手当等	1	
2 農業総務費	133,289	△1,076	132,213				△1,076	2 給料	△1,196	農業総務一般事務 △1,278
								3 職員手当等	96	農業総務一般事務（農業委員会） 202
								4 共済費	24	
3 農業振興費	536,056	355	536,411			103	252	1 報酬	252	中山間地域等直接支払推進事業 103
										経営所得安定対策事業 252

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								22 償還金利子及び割引料	103	
5 農地費	239,450	2,000	241,450				2,000	7 報償費	140	農用地総合整備事業 農道等維持管理事業 2,000
								12 委託料	△140	
								14 工事請負費	2,000	
計	1,015,078	1,362	1,016,440			103	1,259			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業総務費	53,132	△1,050	52,082				△1,050	2 給料	△700	林業一般管理事務	△1,050
								3 職員手当等	△250		
								4 共済費	△100		
2 林業振興費	282,174	1,573	283,747				1,573	2 給料	789	町造林事業	1,573
								3 職員手当等	431		
								4 共済費	353		
3 林道費	163,157	101	163,258				101	2 給料	20	林道新設改良事業	101
								3 職員手当等	42		
								4 共済費	39		
計	498,463	624	499,087				624				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 商工総務費	94,636	441	95,077				441	2 給料	459	商工総務一般管理事務 441
								3 職員手当等	△120	
								4 共済費	102	
計	167,120	441	167,561				441			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	31,800	5,860	37,660				5,860	2 給料	3,339	土木一般管理事務 5,860
								3 職員手当等	1,440	
								4 共済費	1,081	
計	31,800	5,860	37,660				5,860			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	353,211	24,059	377,270				24,059	2 給料	△100	道路維持管理事業 24,059
								3 職員手当等	192	
								4 共済費	367	
								10 需用費	8,600	
								14 工事請負費	15,000	
3 道路新設改良費	54,191	△8,000	46,191	△10,168	7,100		△4,932	2 給料	△3,200	道路新設改良事業 △8,000
								3 職員手当等	△800	
								4 共済費	△1,000	
								16 公有財産購入費	△1,000	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								21 補償補填及び賠償金	△2,000	
4 橋梁維持費	77,966	106	78,072	△9,911	9,900		117	2 給料	45	橋梁維持管理事業 106
								3 職員手当等	48	
								4 共済費	13	
計	490,568	16,165	506,733	△20,079	17,000		19,244			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	19,004	100	19,104				100	19 扶助費	100	非常備消防管理運営事務 100
計	178,958	100	179,058				100			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	145,448	10,517	155,965		1,000	3,000	6,517	1 報酬	458	教育委員会事務局一般管理事務 5,963
								2 給料	2,542	生き抜く力育成事業 518
								3 職員手当等	2,161	教育施設営繕改良事業 1,000
								4 共済費	933	外国語教育推進事業 3,036
								14 工事請負費	1,000	
								18 負担金補助及び交付金	3,423	
計	162,457	10,517	172,974		1,000	3,000	6,517			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	29,189	390	29,579				390	2 給料	539	学校管理運営事務 390
								3 職員手当等	△100	
								4 共済費	△49	
計	35,802	390	36,192				390			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	21,823	279	22,102				279	1 報酬	122	学校管理運営事務 279
								2 給料	144	
								3 職員手当等	13	
計	33,204	279	33,483				279			

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	32,405	△1,376	31,029				△1,376	2 給料	△1,200	日野郡ふるさと教育推進事業 △1,376
								3 職員手当等	△176	
4 図書館費	19,561	134	19,695				134	2 給料	26	図書館管理運営事務 134
								3 職員手当等	85	
								4 共済費	23	
5 美術館費	19,632	△599	19,033				△599	1 報酬	△488	美術館管理運営事務 △599
								2 給料	13	
								3 職員手当等	45	
								4 共済費	△169	
計	182,465	△1,841	180,624				△1,841			

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 林業災害復旧費	15,300	6,400	21,700	3,579	1,600		1,221	14 工事請負費	6,400	林道災害復旧事業 6,400
計	22,800	6,400	29,200	3,579	1,600		1,221			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	0	0	1,139	4,215	5,354	2,961	8,315	
補正前の額	90(4)		314,433	175,342	489,775	99,002	588,777	
合 計	90(4)		315,572	179,557	495,129	101,963	597,092	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額	380	0	0	0	2,164	1,131	540
	補正前の額	11,320	3,499	9,405	9,916	67,462	54,113	5,390
	合 計	11,700	3,499	9,405	9,916	69,626	55,244	5,930
	区 分	宿日直手当	時間外勤務手当	管理職特別勤務手当	特殊勤務手当			計
	補 正 額							4,215
	補正前の額	1,468	10,669	0	2,100			175,342
	合 計	1,468	10,669	0	2,100			179,557

(A表)

※()内は、再任用職員の人数の別計

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
給 料	1,139	1. 制度改正等に伴う増減分	1,139	(1) 制度改正等に伴う増	1,139	
職員手当	4,215	1. 制度改正等に伴う増減分	4,215	(1) 制度改正等に伴う増	4,215	

(B表)

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	7,796,337	7,929,511	[15,500] 755,100	729,505	[15,500] 7,955,106
① 土 木	107,018	146,911	65,800	7,022	205,689
② 衛 生	13,216	8,897	0	4,339	4,558
③ 農 林 水 産	0	0	0	0	0
④ 公 有 林	2,197	1,108	0	1,108	0
⑤ 防 災	476,757	521,561	51,400	8,199	564,762
⑥ 学 校	13,804	6,960	0	6,960	0
⑦ 過 疎	5,502,893	5,554,243	[15,500] 434,900	510,574	[15,500] 5,478,569
⑧ 過疎地域持続的発展	755,105	813,902	153,000	79,008	887,894
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税收 補填・臨時財政対策債	925,347	875,929	50,000	112,295	813,634
⑫ 総 務	0	0	0	0	0

2. 災 害 復 旧 債	213,609	183,470	[1,600] 17,800	27,002	[1,600] 174,268
① 土 木	210,609	180,470	11,500	26,638	165,332
② 農 林 水 産	3,000	3,000	[1,600] 6,300	364	[1,600] 8,936
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			17,100		17,100
補 正 前 の 額			772,900	756,507	8,129,374
合 計	8,009,946	8,112,981	790,000	756,507	8,146,474

議案第76号

令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ639,617千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		486, 969	26, 600	513, 569
	3 県負担金・補助金	486, 969	26, 600	513, 569
8 繰入金		46, 033	△2, 795	43, 238
	1 他会計繰入金	45, 833	△2, 795	43, 038
歳 入	合 計	615, 812	23, 805	639, 617

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,979	73	14,052
	1 総務管理費	13,881	73	13,954
2 保険給付費		453,651	26,700	480,351
	1 療養諸費	382,046	25,600	407,646
	2 高額療養費	70,300	1,000	71,300
	4 葬祭諸費	300	100	400
7 諸支出金		30,766	△2,968	27,798
	3 積立金	20,739	△2,968	17,771
歳 出 合 計		615,812	23,805	639,617

令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	486,969	26,600	513,569
8 繰入金	46,033	△2,795	43,238
歳入合計	615,812	23,805	639,617

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	13,979	73	14,052				73
2 保険給付費	453,651	26,700	480,351	26,600		100	
7 諸支出金	30,766	△2,968	27,798			△2,968	
12 国民健康保険事業費納付金	96,302	0	96,302			2,868	△2,868
歳 出 合 計	615,812	23,805	639,617	26,600			△2,795

2 歳 入

(款) 4 県支出金 (項) 3 県負担金・補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	486,969	26,600	513,569	1 保険給付費等交付金（普通交付金）	26,600	普通交付金 26,600
計	486,969	26,600	513,569			

(款) 8 繰入金 (項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	45,833	△2,795	43,038	1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△1,253	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） △1,253
				2 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△1,611	保険基盤安定繰入金 △1,611
				3 職員給与費等繰入金	73	職員給与費等繰入金 73
				6 未就学児均等割保険料繰入金	△4	未就学児均等割保険料繰入金 △4
計	45,833	△2,795	43,038			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額	
1 一般管理費	13,881	73	13,954				73	2 給料	63	国保事業一般管理事務73
								18 負担金補助及び交付金	10	
計	13,881	73	13,954				73			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	380,000	25,600	405,600	25,600				18 負担金補助及び交付金	25,600	保険給付事業 25,600
計	382,046	25,600	407,646	25,600						

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	70,000	1,000	71,000	1,000				18 負担金補助及び交付金	1,000	保険給付事業 1,000
計	70,300	1,000	71,300	1,000						

5 (国保会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 4 葬祭諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額	
1 葬祭費	300	100	400			100		18 負担金補助及び交付金	100	保険給付事業 100
計	300	100	400			100				

(款) 7 諸支出金

(項) 3 積立金

1 基金積立金	20,739	△2,968	17,771			△2,968		24 積立金	△2,968	財政調整基金積立金管理 △2,968
計	20,739	△2,968	17,771			△2,968				

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	55,529	0	55,529			1,668	△1,668			財源組替 一般被保険者医療給付費分（財源振替）
計	55,529	0	55,529			1,668	△1,668			

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	33,553	0	33,553			850	△850			財源組替 一般被保険者後期高齢者支援金等分（財源振替）
計	33,553	0	33,553			850	△850			

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般被保険者介護納付金分	7,220	0	7,220			350	△350			財源組替 一般被保険者介護納付金分（財源振替）
計	7,220	0	7,220			350	△350			

補正予算給与費明細書(事業勘定)

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	0	0	63	0	63	0	63	
補正前の額	2	0	5,232	2,480	7,712	1,496	9,208	
合 計	2	0	5,295	2,480	7,775	1,496	9,271	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額	0	0	0	0	0	0	0
	補正前の額	0	0	260	0	1,040	867	0
	合 計	0	0	260	0	1,040	867	0
	区 分	時間外勤務手当						計
	補 正 額	0						0
	補正前の額	313						2,480
	合 計	313						2,480

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	63	1. 制度改正等に伴う増減分	(1) 制度改正等に伴う増	

(B表)

令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ936,575千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		257, 373	951	258, 324
	2 国庫補助金	124, 814	951	125, 765
10 繰入金		153, 988	952	154, 940
	1 一般会計繰入金	153, 988	952	154, 940
歳 入	合 計	934, 672	1, 903	936, 575

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		29,519	1,370	30,889
	1 総務管理費	26,829	1,370	28,199
5 地域支援事業費		97,046	533	97,579
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	60,211	508	60,719
	2 一般介護予防事業費	14,467	△61	14,406
	3 包括的支援事業・任意事業	11,693	5	11,698
	4 包括的支援事業（社会保障充実分）	10,675	81	10,756
歳 出	合 計	934,672	1,903	936,575

令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	257,373	951	258,324
10 繰入金	153,988	952	154,940
歳入合計	934,672	1,903	936,575

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	29, 519	1, 370	30, 889	951			419
5 地域支援事業費	97, 046	533	97, 579				533
歳 出 合 計	934, 672	1, 903	936, 575	951			952

2歳入

(款) 4 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 介護保険事業費補助金	0	951	951	1 介護保険事業費補助金	951	介護保険事業費補助金 951
計	124,814	951	125,765			

(款) 10 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

2 その他一般会計繰入金	31,756	952	32,708	2 事務費繰入金	952	事務費繰入金 952
計	153,988	952	154,940			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	24,496	1,370	25,866	951			419	1 報酬	6	一般管理事務 1,370
								2 給料	△81	
								3 職員手当等	△397	
								4 共済費	△50	
								12 委託料	1,903	
								18 負担金補助及び交付金	△11	
計	26,829	1,370	28,199	951			419			

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

2 介護予防ケアマネジメント事業費	15,466	508	15,974				508	2 給料	19	介護予防ケアマネジメント事業 508
								3 職員手当等	469	
								4 共済費	17	
								18 負担金補助及び交付金	3	
計	60,211	508	60,719				508			

(款) 5 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般介護予 防事業費	14,467	△61	14,406				△61	1 報酬	△6	介護予防普及啓発事業 △61
								2 給料	57	
								3 職員手当等	△120	
								18 負担金補助及 び交付金	8	
計	14,467	△61	14,406				△61			

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	10,133	5	10,138				5	2 給料	5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 5
計	11,693	5	11,698				5			

(款) 5 地域支援事業費

(項) 4 包括的支援事業(社会保障充実分)

3 認知症初期集中支援推進事業費	7,311	81	7,392				81	3 職員手当等	48	認知症地域支援・ケア向上事業 81
								4 共済費	33	
計	10,675	81	10,756				81			

議案第78号

令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度日南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		1, 873	150	2, 023
	2 償還金及び還付加算金	100	150	250
歳 入	合 計	105, 073	150	105, 223

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		100	150	250
	1 償還金及び還付加算金	100	150	250
歳 出 合 計		105, 073	150	105, 223

令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 諸収入	1,873	150	2,023
歳 入 合 計	105,073	150	105,223

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 諸支出金	100	150	250			150	
歳 出 合 計	105, 073	150	105, 223			150	

2 歳 入

(款) 5 諸収入 (項) 2 償還金及び還付加算金 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険料還付金	100	150	250	1 保険料還付金	150	保険料還付金 150
計	100	150	250			

3 歳 出

(款) 3 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額	
1 保険料還付金	100	150	250			150		22 償還金利子及び割引料	150	保険料還付金 150
計	100	150	250			150				

令和5年度 日南町病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度日南町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		収 入		
		（既 予 算 額）	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款	病 院 事 業 収 益	1,296,501 千円	10,961 千円	1,307,462 千円
	第1項 医 業 収 益	742,966 千円	7,855 千円	750,821 千円
	第2項 医 業 外 収 益	421,347 千円	3,106 千円	424,453 千円
		支 出		
		（既 予 算 額）	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款	病 院 事 業 費 用	1,296,501 千円	10,961 千円	1,307,462 千円
	第1項 医 業 費 用	1,276,075 千円	10,961 千円	1,287,036 千円

（議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費）

第3条 予算第7条中、職員給与費 「 862,214 千円 」を「 873,175 千円 」に改める。

令和5年12月5日 提 出

鳥取県日南町長 中 村 英 明

予算に関する説明書

(1) 令和5年度 日南町病院事業会計予算実施計画 (1)

(2) 補正予算給与費明細書 (2)

参 考 資 料

①令和5年度 日南町病院事業会計予算の見積書 (5)

1 (病院事業会計)

令和5年度 日南町病院事業会計予算実施計画

< 収益的収入及び支出 >

収

入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業収益			1,296,501	10,961	1,307,462
	1. 医業収益		742,966	7,855	750,821
		3. その他医業収益	110,457	7,855	118,312
	2. 医業外収益		421,347	3,106	424,453
		2. 補助金	14,979	3,106	18,085

支

出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業費用			1,296,501	10,961	1,307,462
	1. 医業費用		1,276,075	10,961	1,287,036
		1. 給与費	862,214	10,961	873,175

給与費明細書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定	合 計
		特別職 (人)	一般職(人)	報 酬	給 料	手 当	計	福利費	
補 正 前 の 額	損益勘定支弁職員	1	78	82,237	358,377	224,713	665,327	115,357	780,684
	資本勘定支弁職員								
	合 計	1	78	82,237	358,377	224,713	665,327	115,357	780,684
補 正 額	損益勘定支弁職員	0	1	0	4,635	5,751	10,386	575	10,961
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	1	0	4,635	5,751	10,386	575	10,961
合 計	損益勘定支弁職員	1	79	82,237	363,012	230,464	675,713	115,932	791,645
	資本勘定支弁職員								
	合 計	1	79	82,237	363,012	230,464	675,713	115,932	791,645

(A表)

3 (病院事業会計)

手当の内訳	区 分	初任給調整手当	地域手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
	補正前	18,693	4,220	2,376	13,946	9,430	7,575	4,846
	補正額	514	275	360	0	0	0	0
	合 計	19,207	4,495	2,736	13,946	9,430	7,575	4,846
	区 分	特殊勤務手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職員特別勤務手当
	補正前	53,278	6,384	8,353	9,271	49,571	30,393	287
	補正額	950	20	44	0	2,189	1,399	0
	合 計	54,228	6,404	8,397	9,271	51,760	31,792	287
	区 分	児童手当	緊急時留保分	合計				
	補正前	4,890	1,200	224,713				
	補正額	0	0	5,751				
	合 計	4,890	1,200	230,464				

(B表)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給料	4, 635	1. 昇給に伴う増加分 2, 938	(1) 2, 938	職員人件費の精査による増
		2. その他の増減分 1, 697	(1) 職員の異動による増額分 1, 697 (2) その他	医師増員による増加
手当	5, 751	1. 制度改正に伴う増減分 3, 452	(1) 3, 452	職員人件費の精査による増
		2. その他の増減分 2, 299	(1) 職員の異動による増額分 2, 299 (2) その他	医師増員による増加

(C 表)

5 (病院事業会計)

(参考資料①)

令和5年度 日南町病院事業会計予算の見積書

<収益的収入及び支出>

収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業収益	1,296,501	10,961	1,307,462			
※医業（介護含）収益	875,154	7,855	883,009			
1. 医業収益	742,966	7,855	750,821			
3. その他医業収益	110,457	7,855	118,312			
				公衆衛生活動収益	7,855	新型コロナワクチン接種実績の増
2. 医業外収益	421,347	3,106	424,453			
2. 補助金	14,979	3,106	18,085			
				県補助金	3,106	鳥取県社会福祉施設等に 係るPCR検査等支援事 業補助金

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業費用	1,296,501	10,961	1,307,462			
1. 医業費用	1,276,075	10,961	1,287,036			
1. 給与費	862,214	10,961	873,175			
				(給料)	4,635	給与費明細書参照
				医師給	1,854	
				看護師給	1,534	
				医療技術員給	673	
				介護職員給	385	
				事務員給	189	
				(手当)	5,751	給与費明細書参照
				医師手当	2,441	
				看護師手当	1,891	
				医療技術員手当	779	
				介護職員手当	407	
				事務員手当	233	
				法定福利費	575	実績見込の増

令和5年12月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

一	般	会	計		
	総	務	課	・ ・ ・	1
	地	域	づ	く	り
	推	進	課	・ ・ ・	2
	住	民	課	・ ・ ・	3
	福	祉	保	健	課
	・ ・ ・				5
	農	林	課	・ ・ ・	8
	建	設	課	・ ・ ・	9
	教	育	委	員	会
	・ ・ ・				12
国	保	特	会	・ ・ ・	15
介	護	保	険	特	会
・ ・ ・					17
日	南	病	院	事	業
・ ・ ・					17

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

02 款 総 務 費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

総 務 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1001 一般管理事務	補正前の額	307,477	20	800	445	306,212	
	補 正 額	10,016	0	0	0	10,016	
	補正後の額	317,493	20	800	445	316,228	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料（一般職） 3,227 千円 ・ 職員手当 期末手当 1,437 千円 勤勉手当 1,393 千円 通勤手当 131 千円 住居手当 264 千円 ・ 共済費 共済組合負担金 2,544 千円 ・ 負担金 退職手当組合負担金 580 千円 退職手当組合特別負担金 440 千円							

02 款 総 務 費

04 項 選 挙 費

06 目 町議会議員選挙費

総 務 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1515 町議会議員選挙 執行事務	補正前の額	10,041	0	0	0	10,041	
	補 正 額	△ 7,380	0	0	0	△ 7,380	
	補正後の額	2,661	0	0	0	2,661	
○ 事業説明 ・ 令和5年4月23日執行の日南町議会議員選挙(無投票)事務費の執行残を減額するもの。 ○ 執行経費 ・ 報酬 △641 千円 ・ 職員手当等(時間外勤務、特殊勤務) △3,260 千円 ・ 報償費 △83 千円 ・ 需用費 △344 千円 ・ 食糧費 △140 千円 ・ 役務費 △790 千円 ・ 委託料 △333 千円 ・ 使用料及び賃借料 △48 千円 ・ 負担金補助及び交付金 △1,741 千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

02 款 総 務 費

04 項 選 挙 費

総 務 課

10 目 県知事及び県議会議員選挙費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1503 県知事及び県議会議員選挙費	補正前の額	5,832	5,832	0	0	0	
	補 正 額	△ 2,185	△ 2,185	0	0	0	
	補正後の額	3,647	3,647	0	0	0	
○ 事業説明 ・ 令和5年4月9日執行の県知事選挙及び県議会議員選挙（無投票）事務費の執行残を減額するもの。 ○ 執行経費 ・ 報酬 △269 千円 ・ 職員手当等（時間外勤務、特殊勤務） △ 1,181 千円 ・ 報償費 △110 千円 ・ 旅費 △27 千円 ・ 需用費 △108 千円 ・ 役務費 △50 千円 ・ 委託料 △380 千円 ・ 使用料及び賃借料 △60 千円 ○ 財 源 ・ 県支出金(委託金) △2,185 千円							

02 款 総 務 費

01 項 総務管理費

地域づくり推進課

10 目 諸 費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1343 タウンズネット管理運営事務	補正前の額	113,541	18,000	20,800	26,541	48,200	
	補 正 額	2,000	0	0	0	2,000	
	補正後の額	115,541	18,000	20,800	26,541	50,200	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ・ タウンズネット設備支障移転費用を増額するもの。 事業者からの電柱建替の申し入れ及び、倒木対応による共架設備の移設等の見込み増加による修繕料の増額。 ○ 執行経費 ・ 給料（一般職） △ 700 千円 ・ 職員手当等 △ 200 千円 ・ 共済費 △ 100 千円 ・ 需用費（通信設備等修繕料） タウンズネット設備支障移転費用 3,000 千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

02 款 総 務 費

01 項 総務管理費

10 目 諸 費

地域づくり推進課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1424 地域振興センター 管理事務	補正前の額	48,433	0	13,900	267	34,266	
	補 正 額	1,460	0	△ 2,500	0	3,960	
	補正後の額	49,893	0	11,400	267	38,226	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ・ 山上地域振興センターの埋設ガス配管修繕費の増額。 ・ 山上地域振興センター体育館屋根改修工事の完了に伴う不用額の減額。 ○ 執行経費 ・ 給料（フルタイム会計年度任用職員） 1,241 千円 ・ 職員手当等 40 千円 ・ 共済費 363 千円 ・ 需用費（建物設備修繕料） 700 千円 ・ 工事請負費 △ 884 千円 ○ 財 源 ・ 過疎債（ハード） △ 2,500 千円							

02 款 総 務 費

02 項 徴 税 費

01 目 税務総務費

住 民 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1053 税務総務一般管理 事務	補正前の額	40,518	5,750	0	48	34,720	
	補 正 額	△ 2,570	0	0	0	△ 2,570	
	補正後の額	37,948	5,750	0	48	32,150	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料（一般職） △ 1,500 千円 ・ 職員手当等 △ 670 千円 ・ 共済費 △ 400 千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

02 款 総 務 費

03 項 戸籍住民基本台帳費

住 民 課

01 目 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1055 戸籍住民基本台帳 一般事務	補正前の額	23,316	1,070	0	3,363	18,883	
	補 正 額	9,474	7,997	0	0	1,477	
	補正後の額	32,790	9,067	0	3,363	20,360	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ・ マイナンバーカードの氏名表記にかかるシステム改修を行うもの。 (氏名表記の読み仮名にローマ字表記を加えるもの) ・ 戸籍データを住基ネットに送信するための作業委託を行うもの。 (デジタル手続法対応に伴う住基ネット初期登録作業) ○ 執行経費 ・ 報酬 (パートタイム会計年度任用職員) △ 892 千円 ・ 給料 (フルタイム会計年度任用職員) 1,170 千円 ・ 委託料 9,196 千円 ○ 財 源 ・ 令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金 7,997 千円							

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

住 民 課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1061 国民健康保険事業	補正前の額	45,833	20,525	0	0	25,308	
	補 正 額	△ 2,795	△ 2,152	0	0	△ 643	
	補正後の額	43,038	18,373	0	0	24,665	
○ 事業説明 ・ 国保特別会計への繰出金を減額するもの。 ○ 執行経費 ・ 繰出金 - 国保保険基盤安定繰出金 △ 2,864 千円 - 未就学児均等割保険料繰出金 △ 4 千円 - 国保給与費等繰出金 73 千円 ○ 財 源 ・ 保険基盤安定負担金 (国) △ 627 千円 ・ 保険基盤安定負担金 (県) △ 1,522 千円 ・ 未就学児均等割保険料負担金 (国) △ 2 千円 ・ 未就学児均等割保険料負担金 (県) △ 1 千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1270 民生一般管理事務 (福祉保健課)	補正前の額	50,735	32,584	0	960	17,191	
	補 正 額	48,067	50,477	0	0	△ 2,410	
	補正後の額	98,802	83,061	0	960	14,781	

○ 事業説明

1. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業

・デフレ完全脱却のための国の総合経済対策に基づき、今年度実施した低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する3万円給付の追加経済対策として、今回7万円を追加給付するもの。

（対象見込）

①住民税均等割非課税世帯 700世帯（R5年12月1日時点で日南町に住民登録のある世帯）

②家計急変世帯 20世帯

【今後のスケジュール（予定）】

12月議会において承認後、転入者等新規給付対象者への確認書送付

12月13日：本事業予算議決後、支給手続き

12月下旬：給付金支給

2. 職員人件費等の精査によるもの。

3. 前年度事業費の額の確定に伴い国庫負担金・補助金を返還する。

○ 執行経費

1. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業

・役務費（振込手数料） 77 千円
・扶助費（給付金） 50,400 千円

2. 職員人件費の精査

・給料（一般職） △ 2,600 千円
・職員手当等 △ 400 千円
・共済費 △ 500 千円

3. 前年度事業費の額の確定に伴う国庫負担金・補助金の返還

・償還金利子及び割引料
低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）給付金（事業費分） 600 千円
低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）給付金（事務費分） 159 千円
低所得の子育て世帯（ひとり親世帯分）給付金（事業費分） 300 千円
低所得の子育て世帯（ひとり親世帯分）給付金（事務費分） 31 千円

○ 財 源

・価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金 50,477 千円

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1356 障害者自立支援制度 運営事業	補正前の額	218,943	173,634	0	0	45,309	
	補 正 額	17,387	0	0	0	17,387	
	補正後の額	236,330	173,634	0	0	62,696	
○ 事業説明 ・ 前年度事業費の額の確定に伴い国庫負担金・補助金を返還する。 ○ 執行経費 ・ 償還金利子及び割引料 【国庫分】 16,291 千円 - 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金返還金 57 千円 - 障害者自立支援給付費等国庫負担金返還 12,819 千円 - 障害者医療費国庫負担金返還金 3,415 千円 【県費分】 1,096 千円 - 鳥取県障害児通所給付費等負担金返還金 29 千円 - 鳥取県障害者自立支援給付費等負担（補助）金返還 1,021 千円 - 鳥取県自立支援医療費（育成医療）負担金返還 45 千円 - 鳥取県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金返還 1 千円							

03 款 民 生 費

03 項 生活保護費

福祉保健課

01 目 生活保護総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1506 生活保護総務費	補正前の額	28,244	8,760	0	0	19,484	
	補 正 額	14,172	0	0	0	14,172	
	補正後の額	42,416	8,760	0	0	33,656	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ・ 前年度事業費の額の確定に伴い、国庫負担金を返還する。 ○ 執行経費 ・ 給料（一般職） 116 千円 ・ 職員手当等 106 千円 ・ 共済費 96 千円 ・ 償還金利子及び割引料 - 令和4年度生活扶助費等国庫負担金 8,308 千円 - 令和4年度医療扶助費等国庫負担金 4,999 千円 - 令和4年度介護扶助費等国庫負担金 547 千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

福祉保健課

01 目 保健衛生総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1296 健康福祉センター 管理運営事務	補正前の額	36,777	0	0	109	36,668	
	補 正 額	△ 3,600	0	0	0	△ 3,600	
	補正後の額	33,177	0	0	109	33,068	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料（フルタイム会計年度任用職員） △ 2,100 千円 ・ 職員手当等 △ 700 千円 ・ 共済費 △ 800 千円							

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

福祉保健課

02 目 予 防 費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1298 予防衛生一般事業	補正前の額	45,518	22,592	0	1,518	21,408	
	補 正 額	10,654	0	0	0	10,654	
	補正後の額	56,172	22,592	0	1,518	32,062	
○ 事業説明 ・ 前年度事業費（繰越分含む）の額の確定に伴い、国庫負担金・補助金を返還する。 ○ 執行経費 ・ 償還金利子及び割引料 令和4年度（繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 4,825 千円 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 1,053 千円 令和4年度（繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 4,241 千円 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 535 千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農 業 費

02 目 農業総務費

農 林 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1108 農業総務一般	補正前の額	47,079	140	0	3,103	43,836	
	補 正 額	△ 1,278	0	0	0	△ 1,278	
	補正後の額	45,801	140	0	3,103	42,558	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料（フルタイム会計年度任用職員） △ 1,278 千円							

06 款 農林水産業費

02 項 林 業 費

01 目 林業総務費

農 林 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1176 林業一般管理事務	補正前の額	53,132	2,710	30,900	100	19,422	
	補 正 額	△ 1,050	0	0	0	△ 1,050	
	補正後の額	52,082	2,710	30,900	100	18,372	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料（一般職） ・ 職員手当等 ・ 共済費 △ 700 千円 △ 250 千円 △ 100 千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林 業 費

02 目 林業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1178 町造林事業	補正前の額	123,591	49,463	0	74,128	0	
	補 正 額	1,573	0	0	0	1,573	
	補正後の額	125,164	49,463	0	74,128	1,573	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料（一般職員） 789 千円 ・ 職員手当等 431 千円 ・ 共済費 353 千円							

06 款 農林水産業費

01 項 農 業 費

05 目 農 地 費

建 設 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1113 農道等維持管理事業	補正前の額	9,875	0	0	0	9,875	
	補 正 額	2,000	0	0	0	2,000	
	補正後の額	11,875	0	0	0	11,875	
○ 事業説明 ・ 農道維持工事の実施見込みにより追加補正を行う。 ○ 執行経費 ・ 工事請負費 農道維持工事(2工区) 2,000 千円 実施見込額 11,000千円－既計上額 9,000千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

08 款 土 木 費

01 項 土木管理費

01 目 土木総務費

建 設 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1116 土木一般管理事務	補正前の額	31,800	0	0	48	31,752	
	補 正 額	5,860	0	0	0	5,860	
	補正後の額	37,660	0	0	48	37,612	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料（一般職） 3,339 千円 ・ 職員手当等 1,140 千円 ・ 共済費 1,081 千円							

08 款 土 木 費

02 項 道路橋梁費

02 目 道路維持費

建 設 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1118 道路維持管理事業	補正前の額	353,211	117,057	98,300	1,700	136,154	
	補 正 額	24,059	0	0	0	24,059	
	補正後の額	377,270	117,057	98,300	1,700	160,213	
○ 事業説明 (1) 道路維持管理事業 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ・ 町道維持工事の実施見込みにより追加補正を行う。 (2) 除雪事業 ・ 物価高騰による除雪関連の消耗品（エッジ・タイヤチェーン）購入費の追加補正を行う。 ・ 建設機械整備業務の実施見込みにより追加補正を行う。 ○ 執行経費 ・ 給料（一般職） △ 100 千円 ・ 職員手当等 192 千円 ・ 共済費 367 千円 ・ 需用費（消耗品代） 6,600 千円 - 実施見込額 13,100千円-既計上額 6,500千円 （車両整備・修繕等） 2,000 千円 - 実施見込額 15,000千円-既計上額 13,000千円 ・ 工事請負費（町道維持工事（6工区）） 15,000 千円 - 実施見込額 55,000千円-既計上額 40,000千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

08 款 土 木 費

02 項 道路橋梁費

03 目 道路新設改良費

建 設 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1119 道路新設改良事業	補正前の額	54,191	20,825	18,900	0	14,466	
	補 正 額	△ 8,000	△ 10,168	7,100	0	△ 4,932	
	補正後の額	46,191	10,657	26,000	0	9,534	

○ 事業説明

- ・ 職員人件費等の精査によるもの。
- ・ 大菅阿毘縁線の事業計画の見直しにより追加補正を行う。
- ・ 交付金の配分に伴う事業費の精査による霞福塚線の取り止め。

○ 執行経費

- ・ 給料（一般職） △ 5,000 千円
- ・ 職員手当等
- ・ 共済費
- ・ 工事請負費
 - 大菅阿毘縁線 20,000 千円
 - 実施見込額35,000千円－既計上額15,000千円
 - 霞福塚線 △ 20,000 千円
 - 実施見込額0千円－既計上額20,000千円
- ・ 公有財産購入費 実施見込額0千円－既計上額1,000千円 △ 1,000 千円
- ・ 補償補填及び賠償金 実施見込額0千円－既計上額2,000千円 △ 2,000 千円

○ 財 源

【国支出金】

- ・ 社会資本整備総合交付金（補助率：59.5%） △ 10,168 千円
- 実施見込額10,657千円－既計上額20,825千円

【地方債】

- ・ 過疎債ハード 7,100 千円
- 実施見込額26,000千円－既計上額18,900千円

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

11 款 災害復旧費

01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

02 目 林業災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1461 林道災害復旧事業	補正前の額	15,300	8,240	6,300	0	760	
	補正額	6,400	3,579	1,600	0	1,221	
	補正後の額	21,700	11,819	7,900	0	1,981	
○ 事業説明 ・ 台風第7号災害(8/14~8/15)の復旧経費の精査により追加補正を行う。 林道窓山線(上萩山) 1箇所 ○ 執行経費 ・ 工事請負費 実施見込額16,700千円-既計上額10,300千円 6,400 千円 ○ 財源 【県補助金】 ・ 鳥取県林道災害復旧事業等補助金(補助率:90%、激甚災害) 実施見込額11,819千円-既計上額8,240千円 3,579 千円 【地方債】 ・ 補助災害復旧事業債(充当率:90%) △ 700 千円 実施見込額5,600千円-既計上額6,300千円 ・ 一般単独災害事業債(充当率:65%) 2,300 千円 実施見込額2,300千円							

10 款 教育費

01 項 教育総務費

教育委員会

02 目 事務局費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1207 教育委員会事務局 一般管理事務	補正前の額	95,590	0	0	0	95,590	
	補正額	5,963	0	0	0	5,963	
	補正後の額	101,553	0	0	0	101,553	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料 一般職 2,542 千円 ・ 職員手当等 扶養、期末、勤勉、児童手当 2,101 千円 ・ 共済費 共済組合負担金 933 千円 ・ 負担金補助 退職手当組合負担金 387 千円 及び交付金							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

10 款 教育費

01 項 教育総務費

教育委員会

02 目 事務局費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1572 外国語教育推進事業	補正前の額	13,563	0	4,500	1,034	8,029	
	補 正 額	3,036	0	0	3,000	36	
	補正後の額	16,599	0	4,500	4,034	8,065	
○ 事業説明 ・派遣生徒6名追加及び原油価格高騰、円安による特別給油付加運賃、現地研修費用の増額。 ○ 執行経費 ・負担金補助及び交付金 補助金（児童生徒分2,953千円、引率者分83千円） 3,036 千円 ○ 財 源 ・国際交流基金繰入金 3,000 千円							

10 款 教育費

01 項 教育総務費

教育委員会

02 目 事務局費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1573 教育施設営繕改良事業	補正前の額	12,565	0	9,200	0	3,365	
	補 正 額	1,000	0	1,000	0	0	
	補正後の額	13,565	0	10,200	0	3,365	
○ 事業説明 ・日南中学校空調設備改修工事（保健室・コンピュータ教室）の設計変更による工事費の増額。 ○ 執行経費 ・工事請負費 1,000 千円 ○ 財 源 ・過疎債（ハード） 1,000 千円							

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)説明資料

10 款 教 育 費

05 項 社会教育費

01 目 社会教育総務費

教育委員会

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1570 日野郡ふるさと教育 推進事業	補正前の額	12,383	0	0	0	12,383	
	補 正 額	△ 1,376	0	0	0	△ 1,376	
	補正後の額	11,007	0	0	0	11,007	
○ 事業説明 ・ 職員人件費等の精査によるもの。 ○ 執行経費 ・ 給料（フルタイム会計年度任用職員）△ 1,200 千円 ・ 職員手当等△ 176 千円							

令和5年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 保険給付費

01 項 療養諸費

住 民 課

01 目 一般被保険者療養給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1076 保険給付事業	補正前の額	380,000	380,000	0	0	0	
	補 正 額	25,600	25,600	0	0	0	
	補正後の額	405,600	405,600	0	0	0	
○ 事業説明 ・ 一般被保険者分療養給付費の見込額増による増額。 ○ ・ 負担金補助及び交付金 25,600 千円 ○ 財 源 ・ 県支出金 保険給付費等交付金（普通交付金） 25,600 千円							

02 款 保険給付費

02 項 高額療養費

住 民 課

01 目 一般被保険者高額療養費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1081 保険給付事業	補正前の額	70,000	70,000	0	0	0	
	補 正 額	1,000	1,000	0	0	0	
	補正後の額	71,000	71,000	0	0	0	
○ 事業説明 ・ 一般被保険者分高額療養費の見込額増による増額。 ○ 執行経費 ・ 負担金補助及び交付金 1,000 千円 ○ 財 源 ・ 県支出金 保険給付費等交付金（普通交付金） 1,000 千円							

令和5年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

07 款 諸支出金

03 項 積 立 金

住 民 課

01 目 基金積立金

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1097 財政調整基金 積立金管理	補正前の額	20,739	0	0	20,739	0	
	補 正 額	△ 2,968	0	0	△ 2,968	0	
	補正後の額	17,771	0	0	17,771	0	
○ 事業説明 ・ 歳入歳出額の増減に伴う減額調整。 ○ 執行経費 ・ 基金積立金 △ 2,968 千円 ○ 財 源 ・ 国民健康保険税（医療給付費分） △ 2,968 千円							

令和5年度 介護保険特別会計補正予算(第1号)説明資料

01 款 総 務 費

01 項 総務管理費

福祉保健課

01 目 一般管理費

(単位 千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1308 一般管理事務	補正前の額	24,496	0	0	0	24,496	
	補 正 額	1,370	951	0	0	419	
	補正後の額	25,866	951	0	0	24,915	
○ 事業説明 ・職員人件費等の精査によるもの。 ・介護保険システム改修（令和6年4月制度改正対応）を行うもの。 ○ 執行経費 ・報酬（パートタイム会計年度任用職員）6 千円 ・給料（一般職）△ 81 千円 ・職員手当等△ 397 千円 ・共済費△ 50 千円 ・委託料1,903 千円 ・負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金）△ 11 千円 ○ 財 源 ・介護保険事業費補助金（国庫1/2、システム改修分）951 千円							

令和5年度 日南町病院事業会計補正予算（第3号）説明資料

01 款 病院事業費用

01 項 医業費用

日南病院

01 目 給 与 費

(単位：千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
病院事業費用	補正前の額	862,214	0	0	0	862,214	
	補 正 額	10,961	0	0	0	10,961	
	補正後の額	873,175	0	0	0	873,175	
○ 事業説明 ・職員人件費の精査及び医師増員による給与費の増額。 ○ 執行経費 ・給料4,635 千円 ・手当5,751 千円 ・法定福利費575 千円							